



愛知大教授

ときざね
時実 象一

私の視点

東日本大震災1年にあたり、テレビ各局は多数の特集番組を放映した。それらは当時のニュース映像や、個人から集めた映像を活用している。確かに将来に残すべき貴重な映像ではあるが、ある意図や構図で切り取られ、加工し編集された点で二次的といえる。生の記録であった元のニュース映像とは微妙に異なるのである。

米国のインターネット・アーカイブという団体は「Understand 9/11」というサイトで、2001年9月11日に発生した米同時多発テロの際、世界各国の20局で流れたテレビニュース番組を、事件当日から1週間分公開している。ちなみにこの団体は、00年以降、この20チャンネルの記録を続けている。

また、米ネネシー州のパンダービルト大学は、1968年からABC、CBS、NBCの米3大ネットワーク、95年からはCNNも加えたニュースアーカイブを作成しており、手数料を払えば誰でもDVDのコピーを借りられる。これが米国で可能なのは、テレビニュース番組の図書館などによる録画・アーカイブ化が、著作権法の例外規定によって許されているからである。

しかし、日本の著作権法の規定では、個人的に録画することはできても、録画したものをアーカイブ

公共利用に道を開いて

ニュース映像

ブとして一般の利用に供するには許諾が必要であり、ましてネットで公開することは困難である。

日本の著作権法は個人の利用や教育・研究目的には適切に道を開いてはいる。ただ、アーカイブのような公共的な利用については、これまでほとんど考慮されてこなかったことが背景にある。

主要テレビ局は後で利用するため、ニュース映像を蓄積・保存している。とはいえ、一般公開を前提にしてはいない。また、保存されていても、倒産や廃業すれば、記録が散逸する可能性もある。

ニュース番組は歴史の記録としての価値が極めて高い。米国のように著作権法の例外規定を設け、図書館や大学などの研究機関におけるアーカイブと貸し出しを可能にするべきだと考える。

そのために、番組のコピーに一定の制限をかける「ダビング10」をニュース番組については外してもらいたい。ダビング10は映画や音楽番組などの商業的なコンテンツを、無断利用などの海賊行為から保護するために設けられた。ニュース番組はそれにあたらぬ。

公共の電波を扱うテレビ局にとって、公共のアーカイブに資料を提供するのは市民への奉仕、利益の還元の意味もある。テレビニュースという貴重な記録を保存する道を今こそ、開くべきである。